

嬉野市立吉田中学校いじめ防止基本方針

令和5年10月改定

1 いじめ防止のための基本的な方向性

『いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。』という基本認識を全職員が共有し、個々の問題としてではなく学校をふくめた社会的な問題としてとらえ、家庭・地域社会・関係機関等と連携をとりながら、その未然防止、早期発見・早期対応に全力を尽くす。

2 いじめに対する基本的な考え方

すべての生徒はかけがえのない存在であり、子どもが健やかに育っていくことは、社会全体の願いである。いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても絶対に許されるものではなく、学校、家庭、地域を含め、社会総がかりで取り組むべき重要な課題である。

従って本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないように、心豊かな生徒の育成を目指す。また、以下の点で共通認識の上、全教育課程において全教職員で指導に当たるようにする。

- (1) いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうる。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられている側の気持ちに共感しながら解決に取り組む。
- (5) いじめはその行為によっては刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめはその指導者である教職員の生徒観や指導観が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方と密接な関係を持っていることを認識すべきである。
- (8) いじめは学校、家庭、地域などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは被害者ばかりでなく、加害者についても家庭との協力による継続的な指導が必要である。

3 いじめ未然防止の取組

- (1) 教職員のアンテナを高くし、情報を的確に早く収集する。
 - ① 常日頃から生徒とともに活動し、生徒からの情報収集に尽力する。
 - ② ちょっとした表情の変化や身体状況について気をつける。
 - ③ 休み時間や給食時間の生徒の様子を観察する。
 - ④ 定期的な教育相談期間だけでなく、気になったら即その場でのチャンス相談を行う。

- ⑤ 養護教諭や他の職員、保護者等からの情報に常に耳を傾ける。
 - ⑥ 教師は生徒の発信する様々なサインを見落とすことのないよう精神的な余裕をもち、きめ細やかな感性を磨く。
 - ⑦ 常日頃から家庭との連携を密にし、生徒の家庭での情報発信を見逃さない。
- (2) お互いを認めあい、支えあい、助け合う仲間作りをする。
- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りをする。
 - ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ③ 地域人材を活用した学校行事や授業での体験活動を拡充させる。
 - ④ 「友達タイム」の実施によるソーシャルスキルの向上を目指す。
 - ⑤ Q・U テストを年間計画に位置づけ、分析結果等に基づき、望ましい人間関係づくりの取組を行う。
 - ⑥ いじめの加害者の心的要因となる「不安」や「不満」をできるだけ少なくするよう努力する。
 - ⑦ セルフエスティームの醸成を目指した教育実践を授業や学校行事の中に仕組んでいく。
 - ⑧ 「共に学ぶ」ことの喜びを感じられるよう授業改善を行う。
 - ⑨ 一人一人の生徒に出番を与える授業や学校行事を推進する。
 - ⑩ 生徒が自主的に行ういじめ防止の取組を支援し、生徒が主体となったいじめを許さない集団づくりを推進する。
- (3) 命や人権を尊重する感性を磨く。
- ① 人権教育の年間計画の見直しを行いながら実践していく。
 - ② 道徳教育の充実を目指し、親子ふれあい道徳を実施する。
 - ③ 学年に応じた性教育を充実させる。
 - ④ 全国人権週間に生徒主体による人権集会を実施する。
- (4) 保護者や地域社会・関係機関との連携を密にする。
- ① 学校HPに、本校いじめ防止基本方針を掲載し、周知する。
 - ② 本校いじめ防止基本方針をいじめ防止対策委員会で説明し、周知する。
 - ③ 各種PTA会議や保護者会等での啓発活動の推進や広報を行う。
 - ④ 学校便り、学級便り等で人権についての啓発を行う。
 - ⑤ スクールカウンセラーとの連携を継続的に行う。
 - ⑥ 必要に応じて、各種関係機関との合同会議を実施し、常に新しい情報を入手する。
 - ⑦ 関係機関から講師を招聘した校内研修を実施する。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的な教育相談の実施を継続して行う。
- (2) 年2回のいじめアンケートを実施する。その際、必要に応じ、ICTを活用したアンケート調査や家に持ち帰り書かせることで、秘匿性を高めたり、いじめを大人に知らせることの大切さを生徒たちに浸透させていく。

- (3) 気になる事案が発生した場合は、アンケートを実施する。
- (4) 毎週開催の職員朝会や職員会議で気になる生徒の情報共有を行う。
- (5) 生徒・保護者からの連絡体制の整備を各学級で確認する。
- (6) いじめ相談等の各種相談窓口の周知を行う。
- (7) 毎月末に「先生あのね」を実施し、生徒の心理状況を把握し早期発見・支援につなげる。

5 いじめ事案への対応

いじめを覚知した場合は次の流れに従って組織的に取り組む。

- (1) 生徒、保護者、教師がいじめではないかと判断。
- (2) 管理職、生徒指導主事へ事実を連絡する。
- (3) 校内いじめ対策委員会（状況によってメンバーを拡大）を招集する。
- (4) 上委員会がいじめを認知した場合は市教委へ第一報を入れる。
- (5) 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会（以下 22 条委員会という）」を設置する。
 ※22 条委員会・・・（校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA 役員、地域住民、スクールカウンセラー等）
- (6) 必要に応じて 22 条委員会を招集し、事実の報告を行い、事後指導・支援等について協議する。
- (7) 被害者及び加害者の心理的支援が必要な場合は、スクールカウンセラーとの連携を行う。また、いじめの態様によっては、児童相談所等の関係機関との連携も行う。
- (8) いじめと認知した事案については、全職員で情報共有を行い、当該生徒の見守りを行う。

6 ネットいじめに対する対応

- (1) 生徒に対してインターネット上での誹謗中傷は犯罪であることを学級指導や全体指導を通して理解させる。
- (2) 生徒の監督者である保護者に対してインターネット上の違法な書き込みをしていないか監視を促す。
- (3) 保護者・生徒向けの情報モラルに係わる講演会などの啓発活動を地域コミュニティとともに行う。
- (4) ネットやライン上のいじめが発覚した場合は関係機関と連携しながら書き込みの削除を行うと同時に「5 いじめ事案の対応」に従って組織的に指導を行う。
- (5) 県警生活安全部や IT サポート佐賀等との連携を図る。

7 重大事態への対応

- (1) どの段階でも重大事態であると学校長が判断した場合は、その旨を市教育委員会へ報告する。また、報告・情報提供等を随時行い、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの人的支援の要請を行うとともに、指導助言を受ける。
- (2) 法第 28 条 1 項に基づき、市教育委員会が設置する「嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会」

(以下 28 条委員会) の調査に協力する。

- (3) 被害生徒や関係生徒・職員等への聞き取り等の際は、心情面での配慮を十分行うよう留意する。
また、加害生徒への聞き取り等についても、負の連鎖に繋がらないように心情面に十分配慮する。
- (4) 全職員で情報を共有し、「誰がどう動くか」を決定、確認し、迅速に対応する。また、全児童生徒への指導も丁寧に行う。情報（誤報）拡散防止のため、窓口は一本化する。

8 職員研修

- (1) 事例をもとにした、いじめ問題についての研修を行う。
- (2) 講師を招聘し、Q・U テストの分析考察を行う。そして、各クラスの実態を把握し、支持的風土・自己肯定感・自己有用感の醸成を目指した学級経営につなげる。

9 取組体制の点検および評価について

- (1) 日頃から職員へ報告・連絡・相談・確認の周知を徹底させ、いじめ問題に係わる連絡体制を構築する。
- (2) 学校評価に「いじめ問題に関する」項目を入れて、保護者や学校関係者についても評価を行ってもらう。